

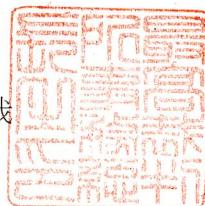
最高裁秘書第2557号

令和4年8月31日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

令和3年6月16日付の訴追決定に関して、裁判官弾劾法14条3項に基づき、最高裁判所が裁判官訴追委員会から受領した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年12月8日付け（同月10日受付）

2 答申番号

令和4年度（最情）答申第12号

担当課 秘書課（文書開示第二係）電話03（4233）5240（直通）